

TOPIC

台風や豪雨による被害が発生したら

市では、予期せぬ自然災害で被害を受けた農地、農道、用排水路などに対して国の補助および市単独補助で災害復旧を行っています。台風や大雨後は農地の点検を行うようにしましょう。自力で復旧が困難と思われる場合は、お近くの市役所各庁舎まで連絡をしてください。**（申請受付期間は概ね災害発生後 1 週間が目安）**

また、**農地災害**につきましては「災害復旧事業申請および確約書」を提出していただくことになり、**一部個人負担**が発生致します。

「災害復旧事業申請および確約書」は本庁、各支所に準備しています。現地同行時にお渡しすることもできます。



被災直後



施工後

TOPIC

農村環境を保全する活動に参加しませんか？

農家が保全していた農村環境（農地や水路・農道など）は、高齢化や担い手不足などにより、維持が難しくなっています。農村環境資源の保全のため、「多面的機能支払交付金」を活用してみませんか。この交付金は、農家と自治会などが一体となり活動できるよう、活動費や必要な資材（砂利など）の購入費、機械の借り上げ料などを補助します。現在、市内では25 組織がこの交付金を利用して、活動しています。ぜひ皆さまも参加してみませんか。

交付金の単価		年あたり	
活動内容		田	畑
①	水路の泥上げ 農道の伐採 など	3,000 円／ 10a	2,000 円／ 10a
②	施設の初期補修 植生による景観形成 など	2,400 円／ 10a	1,440 円／ 10a

※①の活動は必須事項です。②の活動は任意で、単価は追加となります。
※ 5 年間の活動が必須です。現在は、令和 9 年度の新規地区募集を行っています

■上記 2 トピックの問い合わせ先：

- ☎耕地林務課 耕地グループ
Tel 474-1111（内線 148・149）
- ☎耕地林務課 耕地林務担当
Tel 472-1111（内線 474）
- ☎産業建設課 産業建設グループ
Tel 487-2111（内線 252・253）

TOPIC

福祉車両の購入費用を助成します
～要介護者や障がいのある方の移動を支援～

市では、要介護認定を受けている方や身体に障がいのある方の円滑な移動と社会参加を促進するため、福祉車両の購入費用の一部を助成します。

- 助成の対象となる方 市内に在住し、移動の際に車椅子を使用している、次のいずれかに該当する方（または、その方を日常的に介助する方）が対象です。
 - ・身体障害者手帳をお持ちで、障害の程度が、下肢機能障害または体幹機能障害で 3 級以上の方
 - ・65 歳以上で、介護保険の要介護認定を受けている方
- 対象となる車両 車椅子利用者のための昇降装置や、車椅子を固定する装置などを備え、消費税が非課税となる車両が対象です。
- 助成額 車両の購入費用の一部として、以下の額を助成します。
 - ・普通自動車：20 万円 ・軽自動車：10 万円 ※助成は、原則として 1 世帯につき 1 回限りです。（ただし、前回の助成日から 6 年が経過した後の買い替えは、再度対象となります。）

■問い合わせ先：☎福祉課 社会福祉グループ Tel 472-1111（内線 857）

- 14 時～15 時
- 対象者 高校生以上
- 料金 五百円
- 場所 大福ジャパンアスリートセンター大隅
- 指導者 内村加寿子
- 申込方法 電話または受付にて事前申込
- 問い合わせ先：大福ジャパンアスリートセンター大隅
Tel 099-477-1102
- お詫び 市報しぶし令和 8 年 7 月号 17 ページにて、掲載した店舗・施設名称に誤りがありましたので、訂正し、お詫びいたします。
- 正しくは、
 - ・そば茶屋吹上庵 志布志店
 - ・蓬の郷となります。

90mm

56mm

「市報しぶし」に
広告を載せませんか？

1 枠 縦	56mm × 横 90mm	10,000 円
2 枠 縦	56mm × 横 180mm	20,000 円
4 枠 縦	112mm × 横 180mm	40,000 円

■問い合わせ先：
☎総合政策課 DX・広報グループ
Tel 472-1111

今月の納税

- 市県民税（2 期） ● 国民健康保険税（4 期）
- 介護保険料（4 期） ● 後期高齢者医療保険料（4 期）

納期限：8 月 31 日（月） 口座振替：8 月 25 日（火）

令和 8 年度
滞納処分等実施状況
（令和 8 年 4 月～6 月）

差押えを実施した件数
62 件

【差押えの内容】
債権 9 件 給与 1 件 不動産 0 件 預貯金 52 件

TOPIC

骨髄等移植ドナーなどに助成金を
交付いたします

市では、骨髄または末梢血管細胞（以下「骨髄など」）移植の推進を図るとともに、ドナー休業などによる経済的負担を軽減するため、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「日本骨髄バンク」）事業で骨髄などを提供した市民などに対し、助成金を交付する事業を開始します。

1 助成対象者

- (1) 日本骨髄バンクが実施する事業で、令和 8 年 4 月 1 日以降、骨髄などの提供を完了した市民
- (2) 右記(1)の者が勤務する事業所

ただし、以下については、対象になりません。

- ・市税などの滞納をしているドナーまたは事業所
- ・暴力団又は暴力団員と関係を有するドナー又は事業所
- ・国、地方公共団体、独立行政法人及び個人事業主の事業所 など

2 助成金

- (1) ドナーに係る助成金
 - ア 健康診断または自己血の採血のための通院、入院
 - イ 骨髄などの採取のための入院
 - ウ その他骨髄バンクまたは医療機関が必要と認める通院、入院および面談
- 1 人当たり、1 日につき 2 万円とし、1 回の提供に対し 7 日間を上限とします。
- (2) 事業所に係る助成金

雇用するドナーが骨髄などの提供に要した日数に対し、1 事業所当たり、1 日につき 1 万円とし、1 回の提供に対し 7 日間を上限とします。

申請方法など、詳細については、市ホームページを確認していただくか、左記まで問い合わせください。

■問い合わせ先：☎健康長寿課 健康増進グループ
Tel 472-1111（内線 254・257）